

## 令和6年度歳出予算 政府案の概要について

(単位：百万円)

区 分	令和5年度 当初予算	令和6年度 政 府 案	比較増△減	
			金額	率
皇 室 費 皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な経費など	6,708	10,142	3,434	51.2%
(項)内 廷 費	324	324	—	—
(項)皇 族 費	260	264	4	1.4%
(項)宮 廷 費	6,124	9,554	3,430	56.0%
(組織)宮 内 庁 宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など				
(項)宮 内 庁	11,577	11,957	379	3.3%
皇室費・(組織)宮内庁の合計	18,285	22,098	3,813	20.9%

※ 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

### 【主な事項】

- 1 京都御所紫宸殿整備（Ⅲ期9カ年計画（第Ⅰ期第1年度）） 1億3千8百万円  
（第Ⅰ期計画額 1億2千7百万円）
- 2 宮殿春秋の間照明設備改修 9千4百万円
- 3 三の丸尚蔵館の整備 20億4千4百万円
- 4 皇居東御苑大手休憩所（仮称）の整備 16億6千2百万円

※3及び4については、国際観光旅客税財源を充当。  
（令和5年度の国際観光旅客税財源充当予算額は2億6千9百万円）

### 【機構・定員】

- 1 機構  
上皇侍医1人の新設（上皇職における医療体制強化）
- 2 定員  
増員 6人（大手休憩所（仮称）の整備・保全体制の強化他）  
減員 △ 7人

# 宮内庁関係予算の概要 (令和6年度予算政府案)

## 皇室費

101億4千2百万円

(参考)

<皇室経済法 第3条>

予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、  
宮廷費及び皇族費とする。

## (組織) 宮内庁

119億5千7百万円

宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など

(項) 内廷費 3億2千4百万円

天皇陛下及び上皇陛下並びに内廷皇族の日常の  
費用等(御手元金)。

法律(皇室経済法施行法第7条)による定額。

(参考)

<皇室経済法 第4条>

内廷費は、天皇並びに皇后、…皇太子、皇太子妃…  
内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費  
に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支  
出するものとする。

<天皇の退位等に関する皇室典範特例法 附則第4  
条・第5条>

(項) 皇族費 2億6千4百万円

皇族としての品位保持の資に充てるため、各宮家  
の皇族に対し年額で支出されるもの(御手元金)。

法律(皇室経済法施行法第8条)で定める定額に  
基づき算出される額。

(参考)

<皇室経済法 第6条>

皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、  
年額により毎年支出するもの…とする。

その年額…は、別に法律で定める定額に基いて、これ  
を算出する。

(注) 皇族が独立の生計を営む際、皇族の身分を離れ  
る際には、別途一時金が支出される。

<天皇の退位等に関する皇室典範特例法 附則第6条>

(項) 宮廷費 95億5千4百万円

皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な  
経費。

(参考)

<皇室経済法 第5条>

宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、  
宮内庁で、これを経理する。

## 令和6年度予算(案)の概要

(単位：百万円)

区 分	令和5年度 予 算	令和6年度 予 算	比 較 増 △ 減	
			金 額	%
皇 室 費	6,708	10,142	3,434	51.2%
(項)内 廷 費	324	324	-	-
(項)皇 族 費	260	264	4	1.4%
(項)宮 廷 費	6,124	9,554	3,430	56.0%
宮廷に必要な経費	5,854	5,847	△ 7	△ 0.1%
儀 典 関 係 費	964	966	2	0.2%
宮 殿 等 管 理 費	1,080	1,202	122	11.3%
皇室用財産修繕費	1,435	1,523	88	6.1%
皇居等施設整備費	2,042	1,867	△ 174	△ 8.5%
文 化 財 管 理 費	229	148	△ 81	△ 35.4%
車 馬 管 理 費	105	141	36	34.1%
国際観光旅客税財源 宮廷に必要な経費	269	3,707	3,437	1,275.9%
国際観光旅客税財源 皇居等施設整備費	269	3,707	3,437	1,275.9%
(組織)宮 内 庁				
(項)宮 内 庁				
人 件 費 等	11,577	11,957	379	3.3%
皇室費・ (組織)宮内庁 合計	18,285	22,098	3,813	20.9%

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。